



# TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 31 (2013年7月18日発行)

皆様、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報は、「BOI 告示: 輸出を目的とする製造において使用する原材料及び必要資材の輸入関税免除恩典の行使手続き」をお送り致します。

### 投資委員会事務局告示

(ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ปลาคาร์พซัมนาฏการ์นคานากันมาการ์นซอนสุมการ์นรอนตวน)

第 Por.3/2556 号

輸出を目的とする製造において使用する原材料及び必要資材の  
輸入関税免除恩典の行使手続き

(เรื่อง วิธีปฏิบัติในการใช้สิทธิและประโยชน์ยกเว้นอากรขาเข้าสำหรับวัตถุดิบแ

ละวัสดุจำเป็นเพื่อใช้ในการผลิตเพื่อการส่งออก

ルアン ウィตี้ปัติปัตติบัต นัยการ์นไชสยิตไต้ปฺรโย๊ต โย๊กเว็นอาร์คอนการ์นคาร์ว  
ซัมรา๊พฟุตตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ตติ๊ต

1977年投資奨励法第36(1)条に基づき、輸出を目的とする製品の製造、混合又は組立において使用するために海外から輸入する必要がある原材料及び必要資材の輸入関税免除の恩典行使を希望する被奨励者の便宜を図り、明確かつ迅速に手続きが行えるようにすることを目的とする。

1991年投資奨励法(第2版)によって改定された1977年投資奨励法第11条、第13条、第36条に基づく権限により、投資委員会事務局は投資委員会より権限の委任を受け、輸出を目的とする製造において使用する原材料及び必要資材の輸入関税免除恩典の行使手続きに関する告示を、以下の通り公布する。

第1項 以下の告示を廃止する。(省略)

第2項 本告示においては、以下と定義する。

「原材料」とは、事務局告示「構成材、装置、道具、用具、完成フレーム、原材料及び必要資材の定義」に基づく必要資材を意味する。

「製法」とは、1単位の製品を製造するのに使用する原材料の種類及び量を意味する。

「原材料在庫最大量」とは、輸入関税を免除された原材料の輸入量を意味する。

「原材料のリリースオーダー」とは、通関手続き、関税還付申請又は関税保証の回収における使用を目的とし、輸入関税免除恩典を行使するために関税局に通知することを意味する。

「原材料帳簿のカット」とは、被奨励者が輸入関税免除の恩典を行使済みである原材料の在庫量を減らすため、製品輸出の証拠を提示し原材料のカットストックを行うことを意味する。

「保証」とは、原材料の輸入関税を保証するために、銀行保証書の使用を許可することを意味する。

「原材料在庫」とは、規定期間内におけるタイ国外への輸出により又はその他手続きにより帳簿のカットを受けていない輸入原材料の種類及び量を意味する。

「輸出申請書」とは、国内移送申請書、フリーゾーンへの輸出申請書、権利移譲証明書(ベンダーレポート)を意味する。

「事務局」とは、投資委員会事務局を意味する。

「被委任機関」とは、投資委員会事務局より、製法、リリースオーダー、保証、原材料及び必要資材の帳簿のカットに関する実施を委任された機関を意味する。

第3項 製法及び原材料在庫最大量

(1) 被奨励者は、以下の書類と共に、事務局又は被委任機関に対し製法及び原材料在庫最大量の許可申請書を提出すること。

(1.1) 1単位の製品を製造するのに使用する原材料の種類及び量、並びに製造工程における消失量

(1.2) 奨励証書に記載された又は顧客の注文量に基づく生産力の6ヶ月分相当期間の製造活動による輸出を目的とする製品の量

- (1.3) 各原材料のリスト及び在庫最大量
  - (1.4) 原材料使用に関する各種類ごとの説明事項
  - (1.5) 原材料及び製造する商品のサンプル写真又は詳細を記載した書類
  - (1.6) 被委任機関の規定に基づく書類又はその他証拠
- (2) 製品量に基づく原材料在庫量の算出方法は、以下の2通りである。
- (2.1) 流動在庫の場合、被奨励プロジェクトの生産力を超えない範囲内での製品製造量から、輸出の割合に応じて算出する。最大在庫量の許可期間は、6ヶ月以内とする。
  - (2.2) 一時的に原材料輸入期限の延長を受けている場合、最大原材料在庫量は事務局が規定する。

第4項 被奨励者が、オンライン手続きに関する法令の適用を受け、オンラインでリリースオーダー、保証及び原材料帳簿のカット実施の許可を申請する場合、以下に従うこと。

- (1) 被奨励者は、事務局又は被委任機関が開催するオンラインシステムによるリリースオーダー、保証及び原材料帳簿カットの許可申請方法に関する研修に参加すること。
- (2) 研修終了時に、許可申請に使用するユーザーコードが取得できる。許可申請者が、オンラインシステムによるリリースオーダー、保証及び原材料帳簿のカットの許可申請システムにアクセスする場合、ユーザーコードが必要である。

第5項 原材料のリリースオーダー許可申請

- (1) 被奨励者が原材料のリリースオーダー許可を申請する場合の原則は以下の通りである。
  - (1.1) 恩典を行使して輸入する原材料であり、恩典の有効期間にあること。
  - (1.2) 在庫最大量の許可を受けた原材料であること。
  - (1.3) 輸入する原材料の合計が、輸入許可を受けた量を超過していないこと。
  - (1.4) リリースオーダー後に関税還付申請を行う場合、輸入日より2年以内に申請を行うこと。恩典の有効期限後である場合、恩典有効期限日より1年以内に還付申請を行うこと。
  - (1.5) 原材料の関税を支払う代わりに受けた銀行の関税保証回収のためのリリースオーダーを行う場合、当該原材料は、保証の許可を得ているものであり、保証期間中にあること。
- (2) 事務局又は被委任機関に申請書を提出すること。

第6項 原材料及び必要資材の関税を支払う代わりに銀行の関税保証を受けるための許可申請  
原材料及び必要資材の関税を支払う代わりに銀行の関税保証を受けるための許可申請は、  
事務局告示「機械及び原材料又は必要資材の輸入関税に対する保証の原則」に従うこと。

第7項 原材料帳簿のカット

- (1) 被奨励者が、製品として輸出する原材料帳簿のカットを申請する場合、以下に従うこと。
  - (1.1) 輸出申請書に記載された輸出日又は権利移譲証明書(ベンダーレポート)に記載された日より1年以内にカットストック申請書を提出すること。適切な理由がある場合、帳簿カットの期限を1年以下の期間延長する。
  - (1.2) 被奨励者が恩典を行使する場合、輸出申請書に「第36条に基づく恩典の行使」と記載すること。
  - (1.3) 原材料のカットストック申請書を、以下の書類と共に提出すること。
    - (ア) 輸出申請書コピー
    - (イ) タイ国内生産者より購入した原材料の使用量要約書
    - (ウ) 請求書(インボイス)コピー又は梱包明細書(パッキングリスト)コピーなどのその他書類
- (2) 被奨励者が輸出を目的とせずに生産した原材料のカットストックを申請する場合、申請書と共に以下の書類を事務局に提出すること。
  - (2.1) 事務所発行の、原材料輸入関税支払書コピー
  - (2.2) 税関の課税価格査定様式コピー
  - (2.3) 税関発行の領収書原本及びコピー
- (3) 被奨励者が完成品をタイ国内で販売するために原材料帳簿のカットを申請する場合、事務局告示「1977年投資奨励法第36(1)条に基づき輸出するために、生産できない原材料及び必要資材の輸入関税の支払申請原則」に従うこと。
- (4) 被奨励者が、製造により消失した原材料のカットストックを申請する場合、事務局告示「第36(1)上に基づく原材料の消失部分又は層に関する条件及び方法」に従うこと。

第8項 原材料の輸入期限延長申請

- (1) 第36条に基づく恩典期限日より6ヶ月以内に原材料輸入期限延長申請書を提出すること。
- (2) 事務局に申請書を提出すること。事務局は、原材料の輸入期間延長を、一回につき2年以内の期間において検討する。

#### 第9項 原材料の海外への輸出申請

- (1) 被奨励者が原材料の海外への輸出を申請する場合の原則は以下の通りである。
  - (1.1) 原材料輸入に対する恩典の有効期間内であること。輸入期限後である場合、申請書を提出し、原材料輸入恩典の期限日より1年以内に輸出すること。
  - (1.2) 被奨励者である輸入者が、恩典を行使して輸入した原材料であること。
- (2) 申請書と共に以下の書類を事務局に提出すること。
  - (2.1) 海外への輸出を申請する原材料のリリースオーダー書コピー
  - (2.2) 輸入申請書コピー

#### 第10項 原材料、製品、消失分を奨励を受けた事業所以外に保管する場合の許可申請

- (1) 恩典有効期間にある原材料、製品、消失分であること。
- (2) 事務局に申請書を提出すること。

#### 第11項 原材料の輸入関税支払申請

- (1) 被奨励者が、原材料を使用し輸出用の製品を製造できない場合、事務局に申請書と共に関税支払申請を行う原材料のリストを提出し、輸入日における状態に従い関税を支払うこと。
- (2) 被奨励者が、原材料を使用し製品を製造したが輸出しない場合、事務局告示「1977年投資奨励法第36(1)条に基づく輸出用の製造に使用できない原材料及び必要資材の輸入関税支払申請の原則」に従うこと。
- (3) 被奨励者が、原材料を使用し製品を製造した場合において、消失分が生じた場合、事務局告示「第36(1)条に基づく原材料の損失分及び屑に関する条件及び方法」に従うこと。

#### 第12項 恩典の有効期限が切れた場合の手続き

原材料に対する恩典の有効期限が切れた場合、輸入関税の免除を受けて輸入した原材料は、恩典の有効期限日より1年以内に製品の製造に使用し輸出すること。また、恩典の有効期限日より2年以内に、輸入し帳簿のカットを行った証拠を提出すること。原材料の在庫がある場合、被奨励者は、輸入日における状態に従い、原材料剰余分に対する輸入関税を支払うこと。

#### 第13項 恩典行使申請のための申請書及び書類

本告示に基づく恩典行使申請のための申請書及び書類は、法令に基づく権限者の署名及び社印の押印が必要であり、証明を受けていること。

2013年6月19日告示  
(ウドム・ウォンウィワッタナチャイ)  
投資委員長

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)

**タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。**

**次回は、8月22日(木)です。**

**次号のみ第4木曜日となります。**

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら  
下記までご連絡頂ければ幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

## **日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス**

★通訳サービス: 半日から対応が可能です。

日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス: EmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

**翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ**

# タイでビジネスを円滑に進めるための必読本 「タイ国 ビジネス法規集」

会社法、工場法、外国人就業法を1冊にまとめました!

## 新刊発売!!



### 収録内容

- 会社法(非公開株式会社法)
- 工場法
- 外国人事業法
- 外国人就労法
- 公開株式会社法

### ★タイ語・日本語併記

- ★文字が大きく読みやすい
- ★タイビジネスの基本が満載
- ★手に収まりやすいB5サイズ

1,300 Baht

TJプランナライリクルートメント株式会社

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21Fl. 65 Soi Sukhumvit 42, Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110 Thailand

TEL: 0-2712-3199 Fax 0-2712-3201 Email: trans@tjprannarai.co.th



# タイ国 ビジネス法規集

タイビジネスに関する主要法律を網羅した1冊

- タイビジネスにおける法律知識を再確認
  - 新規立ち上げのお供として
- 是非、この機会にお買い求めください！！

価格:1,300バーツ

ご購入は下記項目をご記入の上、FAXまたはEmailにてご送信ください。

-----  
To TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

Fax To: 0-2712-3201

Email: trans@tjprannarai.co.th

申 込 書

年 月 日

|                   |      |
|-------------------|------|
| ご芳名:              |      |
| Name (English):   |      |
| 会社名 (英語でご記入ください): |      |
| お届け先(ご住所):        |      |
|                   |      |
| Tel:              | Fax: |
| Email:            |      |